

東京 2025 世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約及び東京 2025 世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託入札説明書

1 案件概要

（１） 件名

ア 東京 2025 世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約（以下「スポンサーシップ契約」といいます。）

イ 東京 2025 世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託（以下「陸上競技備品業務委託」といいます。）

本入札説明書において、一般的に「入札」という語を用いる場合、又は「本件入札」という場合は、上記ア及びイの両方をまとめて指します。

（２） 趣旨

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」といいます。）は、東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下「大会」といいます。）における円滑な競技運営に必要な競技備品の調達と装飾等の業務と、共に大会を盛り上げるパートナーの獲得を目的として、今回の入札において、スポンサーシップ契約者及び陸上競技備品業務委託の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結します。片方のみの入札参加はできませんので、ご注意ください。

（３） スポンサー区分

東京 2025 世界陸上サプライヤー

（４） スポンサー製品／サービスカテゴリー

ア カテゴリー名

競技備品

イ カテゴリーに含まれる製品／サービス

各種競技備品、ただし LED 付棒高跳支柱（支柱保護パット含む）、LED 付走高跳支柱、LED 付レーンマーカースボックス、屋根付きベンチ、リレーバトン及び陸上サーフェストラックは除く

（５） 契約内容等

ア スポンサーシップ契約

スポンサーシップ契約に含まれる権利の概要については、別紙 1「スポンサーシップ契約概要」のとおりです。

東京 2025 世界陸上サポーター標準契約書(以下「スポンサーシップ標準契約書」

といいます。)については、別紙2「スポンサーシップ標準契約書等提供申請兼秘密保持誓約書」提出後に、入札参加資格審査を実施の上、入札参加者に対し提供します。

イ 陸上競技備品業務委託

別紙3「委託等契約書」、別紙4「仕様書（陸上競技備品業務委託）」及び別紙4-1「持続可能な調達に係る標準特記仕様書」のとおりです。なお、協賛金額に現物出資（VIK）を含む場合、別紙3「委託等契約書」ではなく、別紙3-1「委託等契約書（VIK含む）」のとおりとします。（以下、本項に列挙した項目を総称して「陸上競技備品業務委託書類一式」といいます。）

（6）契約期間

スポンサーシップ契約：契約締結日から2025年12月21日（日）まで

陸上競技備品業務委託：契約締結日から2025年9月30日（火）まで

（7）スポンサーシップ契約の協賛基準額

金30,000,000円（税抜）

協賛金は、現金、陸上競技備品業務委託に係る現物出資（VIK）又はその組み合わせでお支払いいただくものとします。現物出資（VIK）の額は、陸上競技備品業務委託の入札額を上限とします。

現物出資（VIK）の場合は、陸上競技備品業務委託における①借入れ、②装飾、③買入れの順で現物出資（VIK）による提供対象とします。（①借入れ、②装飾、③買入れの各納品諸経費・運送費は①借入れ、②装飾、③買入れの各項目に含むものとします。）

（8）陸上競技備品業務委託の調達基準額

金93,065,000円（税抜）

スポンサーシップ契約の入札書において、現物出資（VIK）で支払うことを提示した金額については、陸上競技備品業務委託の入札額に含めますが、受託者は委託者に対して請求をしないものとします。

（9）契約者の決定方法

ア 入札参加資格審査

「2 入札参加資格等」に記載の参加資格及び欠格事由について、入札参加資格審査を実施します。

イ 入札書の提出

本件入札においては、スポンサーシップ契約と陸上競技備品業務委託の入札を同時に行うため、入札参加者は、スポンサーシップ契約の協賛金額を現金、陸上競

技備品業務委託の現物出資（VIK）又はその組み合わせにて様式4「入札書（スポンサーシップ契約）」で提示するとともに、陸上競技備品業務委託の調達金額を様式5「入札書（陸上競技備品業務委託）」で提示します。

ウ 入札額の評価

上記アの入札参加資格審査を通過した事業者について、下記Aが協賛基準額以上、下記Bが調達基準額以下、B－Aが最小となる価格で入札した者のうち、Bが最低価格となる者を優先交渉者とします。

A：スポンサーシップ契約の入札額（現金、現物出資（VIK）又はその組み合わせ）

B：陸上競技備品業務委託の入札額

例

	A スポンサーシップ契約の入札額	B 陸上競技備品業務委託の入札額	B－A	優先交渉者
X社	3000万円	8000万円	5000万円	◎
Y社	3500万円	8500万円	5000万円	
Z社	5000万円	9500万円	4500万円	(B超過)

エ その後、優先交渉者と当法人の間での協議、ワールドアスレティックス（以下「WA」といいます。）の承認及び当法人理事会での決議を経てスポンサーシップ契約及び陸上競技備品業務委託を締結します。

2 入札参加資格等

(1) 参加資格

- ア 拠点を日本国内に有する企業、団体等の法人その他組織及び団体
- イ 「1 案件概要 (4) スポンサー製品／サービスカテゴリー」に示したスポンサー製品／サービスカテゴリーを事業内容とする者

(2) 欠格事由

- ア スポンサーシップ契約を有効に締結する権利能力、行為能力又は権限を有しない者
- イ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受けた者
- ウ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（令和5年3月29日付4財経総第2639号）第5条第1項の規定による排除措置期間中の者として公表した者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成23年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

オ 前各号の他、大会のイメージが損なわれるおそれがあるなど、スポンサーとなることが適当でないと認められる者

(3) その他

入札参加後、契約締結までに上記参加資格を失った、又は欠格事由に該当する事由が判明した場合は、スポンサーシップ契約及び陸上競技備品業務委託を締結することができません。

また、過去3年間(※)に東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成23年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止を受けている場合は、本件入札の結果、優先交渉者となった際に、様式7「不正行為等再発防止誓約書」に不正行為防止に係る誓約と再発防止策を記載し、提出してください。

※基準日の3年前の日から起算して3年間。基準日とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

3 主なスケジュール

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 公示 | 2025年5月13日(火) |
| (2) 入札参加希望書等の提出期間 | 2025年5月13日(火)～5月20日(火)17時まで |
| (3) 入札参加資格確認結果の通知・スポンサーシップ標準契約書等の提供 | 2025年5月21日(水) |
| (4) 質問受付期間 | 2025年5月22日(木)～5月26日(月)17時まで |
| (5) 質問に対する回答 | 2025年5月28日(水) |
| (6) 入札書又は辞退届の提出期間 | 2025年5月29日(木)～6月4日(水)17時まで |
| (7) 開札 | 2025年6月4日(水) 17時30分 |

4 必要書類等の提出及び資料の提供

(1) 必要書類等の提出

本件入札への参加を希望される方は、以下の書類等を提出してください。資格審査を実施の上、スポンサーシップ標準契約書等を提供いたします。

ア 提出書類

- (ア) 様式1「入札参加希望書」
- (イ) 様式2「入札参加資格確認申請書」
- (ウ) 様式2-①「表明書」

(エ) 様式 2-②「疎明資料」

(オ) 別紙 2「スポンサーシップ標準契約書等提供申請兼秘密保持誓約書」

イ 提出期限

2025 年 5 月 20 日（火）17 時まで（必着）

提出期限は、当法人に到着する期限とし、期限を過ぎて到着した入札は棄権として取り扱います。

ウ 提出方法

「9 問い合わせ先」で示す住所に、持参又は書留郵便（一般書留、簡易書留）で郵送してください。

持参の場合、持参前に「9 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより持参する予定日時を連絡してください。書留郵便の場合、郵送後、郵送した旨を同メールアドレスへ電子メールにより連絡してください。いずれの場合も、電子メールの件名は「東京 2025 世界陸上スポンサーシップ契約__入札参加希望書提出__（申請者名）」としてください。

(2) 提出書類等に関する注意事項

ア 提出書類等の作成、提出に要する費用は申請者の負担とします。

イ 上記 4（1）ウの提出方法以外の方法（普通郵便等）で提出された書類等は無効です。

ウ 提出された書類等は申請者に返却しません。また、原則として提出書類等は公表せず、当法人が入札以外の目的で使用することはいたしません。

エ 当法人が指示した場合を除き、既に提出された書類等の差替え及び追加提出は認めません。

(3) 確認通知

入札参加資格審査の結果は、2025 年 5 月 21 日（水）までに、「9 問い合わせ先」に記載の当法人のメールアドレスから、様式 1「入札参加希望書」に記載のメールアドレス宛に、電子メールにて通知します。なお、電子メールが上記の期限までに届かない場合は「9 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに連絡してください。当該確認の結果、入札参加資格が確認された者に限り、本件入札及びスポンサーシップ標準契約書等提供の対象者となります。

(4) スポンサーシップ標準契約書等の提供

入札参加資格審査を実施の上、上記（3）の確認通知と併せて、申請者に対して電子メールにより送付します。

なお、スポンサーシップ標準契約書等については、本入札への参加に係る検討以外の

目的で使用することを禁止します。

(5) その他

提出期限内に上記(1)の書類を提出していない者及び開札までの間に入札参加資格がないと認められた者については、その入札を無効とします。

5 質問及び回答

(1) 質問方法

本入札説明書、スポンサーシップ標準契約書及び陸上競技備品業務委託書類一式に対する質問については、2025年5月26日(月)17時までに様式3「質問書」を「9 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名は「東京 2025 世界陸上スポンサーシップ契約__質問__ (申請者名)」としてください。

(2) 回答

質問に対する回答については、2025年5月28日(水)までに入札参加資格が認められた者全員に電子メールで回答します。ただし、質問者にとって不利になる回答などであれば、直接質問者のみに対して電子メールで回答することがあります。

6 入札及び開札

(1) 開札の日時

2025年6月4日(水)17時30分

なお、入札結果については、開札後速やかに通知します。

(2) 入札書類の作成方法

様式4「入札書(スポンサーシップ契約)」及び様式5「入札書(陸上競技備品業務委託)」(以下、あわせて「入札書」といいます。)により入札を行います。なお、様式5「入札書(陸上競技備品業務委託)」の金額内訳として、様式5-①「積算内訳書(陸上競技備品業務委託・借入れ)」、様式5-②「積算内訳書(陸上競技備品業務委託・装飾)」及び様式5-③「積算内訳書(陸上競技備品業務委託・買入れ)」もあわせてご提出ください。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、代表者印を押印してください。

算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

金額は、税抜金額を記入してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はで

きませんのでご注意ください。

入札書類は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び件名等を封筒に表記してください（別添「封筒書式」を参照）。

（３）入札書類の提出

本件入札への参加を希望される方は、以下の書類を提出してください。

ア 提出書類

- （ア）様式４「入札書（スポンサーシップ契約）」
- （イ）様式５「入札書（陸上競技備品業務委託）」
- （ウ）様式５－①「積算内訳書（陸上競技備品業務委託・借入れ）」
- （エ）様式５－②「積算内訳書（陸上競技備品業務委託・装飾）」
- （オ）様式５－③「積算内訳書（陸上競技備品業務委託・買入れ）」

イ 提出期限

2025 年 6 月 4 日（水）17 時まで（必着）

提出期限は、当法人に到着する期限とし、期限を過ぎて到着した入札は棄権として取り扱います。

ウ 提出方法

「９ 問い合わせ先」に示す場所に、持参又は書留郵便（一般書留、簡易書留）で郵送してください。

持参の場合、持参前に「９ 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより持参する予定日時を連絡してください。書留郵便の場合、郵送後、郵送した旨を同メールアドレスへ電子メールにより連絡してください。また、郵送した旨を「９ 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより連絡してください。なお、電子メールの件名は「東京 2025 世界陸上スポンサーシップ契約__入札書類提出__（申請者名）」としてください。

エ 提出書類に関する注意事項

- （ア） 提出書類の作成、提出に要する費用は申請者の負担とします。
- （イ） 前項ウの提出方法以外の方法（普通郵便等）で提出された入札書は無効です。
- （ウ） 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、当法人が入札以外の目的で使用することはいたしません。
- （エ） 当法人が指示した場合を除き、既に提出された書類の差替え及び追加提出は認めません。

（４）入札の辞退

入札執行中に入札を辞退する場合は、様式６「入札辞退届」を、「９ 問い合わせ先」記載の住所宛に郵送してください。

また、郵送した旨を「9 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより連絡してください。なお、電子メールの件名は「東京 2025 世界陸上スポンサーシップ契約__入札辞退届提出__（申請者名）」としてください。

（5）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札及び談合その他不正行為によると認められる入札は、これを無効とします。

- ア 入札に参加する資格がない者のしたもの
- イ 入札書が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- ウ 入札書に記載され、又は記録された事項が不明なもの
- エ 入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの
- オ 同一事項の入札について二通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- カ 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者によるもの
- キ 前各号に掲げるもののほか、当法人が指定した事項に違反したもの

（6）開札

開札は、上記「6 入札及び開札（1）開札の日時」に示した日時にて、入札に関係のない職員の立会いのもと、事務局職員が郵送により受領した封筒を開封することで行います。なお、入札者の匿名性を担保するために、入札者の同席は不可とします。

（7）入札結果（優先交渉者の決定）通知

開札後、全ての入札者に対し入札結果（優先交渉者に決定したか否か）を通知します。

本通知時点での優先交渉者が契約者とならない場合は、「1 案件概要（9）契約者の決定方法」に記載した入札額の要件を満たす者（以下「優先交渉者候補者」といいます。）のうち、次点の者を優先交渉者として再選定します。その場合、当該者に速やかに通知を行います。

なお、「2 入札参加資格等（3）その他」のとおり、過去3年間に東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成23年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けた者が、優先交渉者となった場合は、様式7「不正行為等再発防止誓約書」の提出を求めますので、速やかに提出してください。

（8）再度入札

優先交渉候補者が二者以上いるときは、再度の入札を行います。再度の入札に当たっては、入札書の提出締切日時及び開札日時を、当該者に速やかに通知します。以降、優先交渉者が一者となるまで入札を繰り返します。

(9) 入札の取りやめ等

入札希望者が談合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

7 公表について

契約締結後、契約した製品／サービスカテゴリー名、契約者、入札参加者数及び陸上競技備品業務委託の契約金額を当財団のホームページで公表します。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

ただし、スポンサーシップ契約の契約書については英語版を用いることとし、日本語版は参考和訳とします。

(2) 契約書の作成

ア スポンサーシップ契約の契約書については、当法人及び契約の相手方が共に契約書に署名し、署名したデータを双方が PDF で送付することにより契約を締結します。

イ 陸上競技備品業務委託の契約書については、契約書を2通作成し、当法人及び落札者がそれぞれ記名押印をすることで契約を締結とし、双方各1通を保管します。作成に要する費用について、1通は当法人、1通は落札者の負担によって作成します。

(3) 落札者の資格喪失

落札決定の日から契約締結日までの期間において、「2 入札参加資格等」に掲げる参加資格等を満たさない者とは契約を締結しません。

(4) 特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5) 妨害又は不当要求に対する報告義務

契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに当法人に報告してください。

(6) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、当法人の規定等に基づき入札を行います。

9 問い合わせ先

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 業務室 業務開発部 業務開発課

住所:〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 東京都庁第一本庁舎 35 階北塔

E メール: sponsorship@WATokyo25.com